

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市シルバー人材センター運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課	
				問い合わせ先	0568-44-0325	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		公益社団法人犬山市シルバー人材センター		代表者名	会長 大嶋 正己	
関係規定	法令	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条/地方自治法第232条の2		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		高齢者等の雇用機会の確保及びシルバー人材センターの安定した運営のため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		高齢者が能力と経験を活かしつつ、働くことを通じて社会に貢献していく機会を確保することを事業目的とする当法人の運営における人件費の補助をし、地域高齢者の生きがいづくり及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		28,949,000 円	25,753,000 円	19,257,000 円	22,050,200 円	
		(23,464,000 円)	(25,753,000 円)	(19,257,000 円)	(22,050,200 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		新規入会者獲得や受注拡大に努めるとともに、就業と交流の場を提供。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		278,562,041 円		
		うち補助事業全体の経費		39,974,436 円		
		うち補助対象経費		38,347,000 円		
		補助対象経費の内訳		人件費		
				・高齢者労働能力活用事業		33,683,000 円
				・家事援助事業		4,664,000 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費－国庫補助 38,347,000円－19,090,000円＝19,257,000円		
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内		
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	連合交付金(国庫補助)が増額交付されたため、市補助金を減額したため	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		シルバー人材センターの健全かつ効率的な運営が確保され、高齢者の就業や社会貢献の場の充実により、会員が培ってきた知識、経験や技術の地域社会への貢献。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		△ 2,833,219 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有

※令和2年度の実績に基づき作成しています。